

1. 要求水準書とは

事業を実施するにあたり市が要求する水準を示すもの。
記載概要は以下の2～6の事項。

2. 事業概要

【名称】大分市下水汚泥燃料化事業

【事業概要】市内5箇所の水資源再生センター及び本事業への参画を表明した大分県内各自治体から集約した脱水汚泥を、大在水資源再生センターに建設する固形燃料化施設にて固形燃料化し、製造した固形燃料の買取り・利用先の確保及び販売を実施するものである。

【対象施設】

大分市	弁天水資源再生センター、宮崎水資源再生センター、原川水資源再生センター、大在水資源再生センター(事業実施場所)、松岡水資源再生センター
別府市	別府市中央浄化センター
佐伯市	佐伯終末処理場
白杵市	白杵終末処理場
津久見市	津久見終末処理場
豊後高田市	豊後高田市終末処理場、真玉浄化センター
杵築市	杵築終末処理場
日出町	日出町浄化センター

【事業方式】DBO方式（市が資金を調達し、施設の設計（Design）、建設（Build）及び維持管理・運営（Operate）を一括して民間に委託する方式）で行う。本施設の維持管理・運営期間は、施設の供用開始から20年6か月間とする。事業者はSPCを市内に設立し、維持管理・運営業務を行うものとする。

3. 基本的な条件

【事業実施場所】大在水資源再生センター（大分市大字志村2500番地の1）

【建設予定地面積】約8,300m²（図1参照）

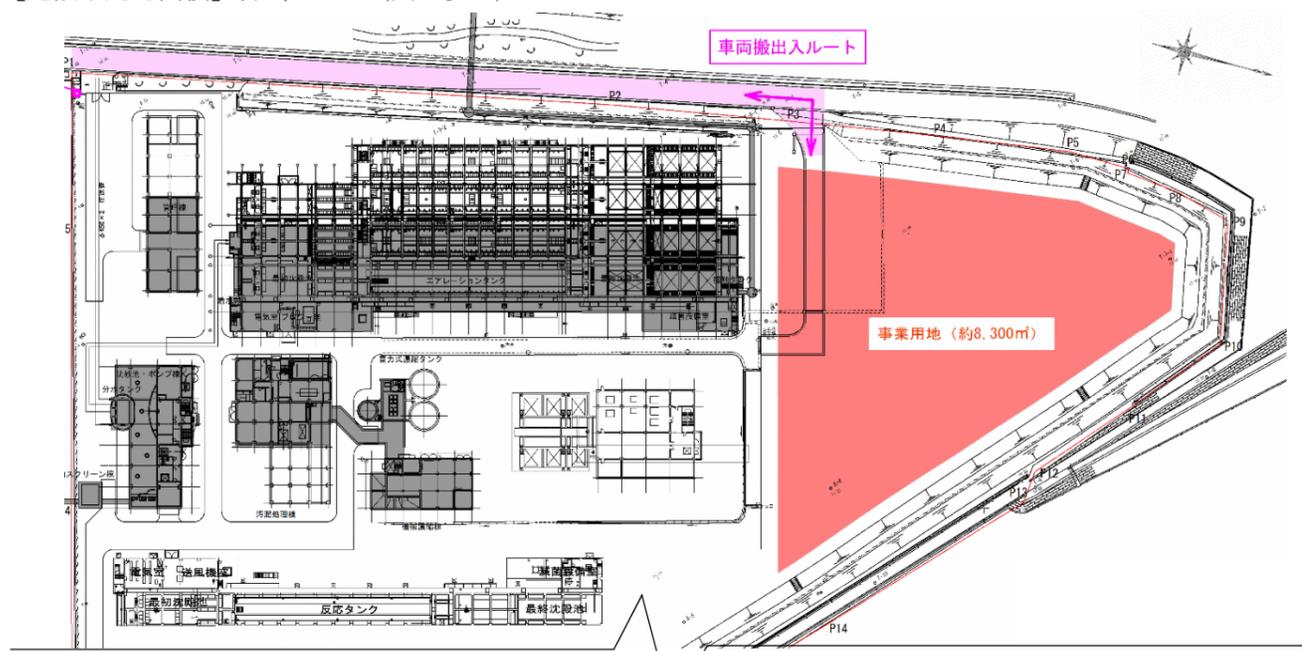


図1. 事業用地

【施設規模】計画汚泥供給量 29,600t-wet/年

【主要設備の技術要件】固形燃料を製造する技術方式は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 募集要項等の公表時点において、日本国内における流域下水道事業もしくは公共下水道事業における1年以上の稼働実績を有するもの。
- (2) 募集要項等の公表時点において次のいずれかの実証、評価等がなされたもの。
 - ・ 国土交通省国土技術政策総合研究所
 - ・ 地方共同法人日本下水道事業団
 - ・ 公益財団法人日本下水道新技術機構
- (3) (2)の技術を発展・改善した技術であり、実証、評価等がなされた技術と同等以上の信頼性が認められるもの。

4. 設計・建設

本施設の設計・建設にかかる要求水準として、事業範囲、各種ユーティリティ（二次処理水、上水、プラント排水、電力）の取り扱いや機械設備、電気設備、土木・建築に関する要求水準について記載。主な要求水準を次に示す。

- ・ 固形燃料化施設の稼働日数、処理能力は、事業者が経済性、維持管理性等を考慮し設定。
- ・ 下水汚泥は、市が事業者に対し場内及び場外より車両搬送にて供給。事業者は受入のための設備として計量設備および貯留設備を設置。
- ・ 固形燃料の規格は「下水汚泥固形燃料 J I S 規格」を満たす、事業者が提案する規格。
- ・ 固形燃料の発熱及び発酵特性や関係法令等を踏まえた安全な設備を建設。
- ・ 温室効果ガスの発生を抑制するよう計画。
- ・ 津波襲来時においても建物が倒壊しない構造（建物内への浸水は許容）とし、人命保護の観点から、建屋最上階の階高は想定津波浸水深以上。

5. 維持管理・運営

本施設の維持管理・運営にかかる要求水準として、維持管理・運営計画等の策定、保全管理業務、運転管理業務、固形燃料の全量有効利用等について記載。主な要求水準を次に示す。

- ・ 現場を総括する責任者には、熱処理技術の維持管理実績があることを要件化。
- ・ 事業者は、夜間及び土日、祝日の日中において水処理維持管理者に、運転管理の一部の業務を依頼可能。
- ・ 固形燃料の発熱、発酵特性を把握し、製品を安全に管理するため、「下水汚泥燃料発熱特性評価試験マニュアル」などを参考に、固形燃料の安全性と相関が認められる指標、測定頻度等を考慮した管理方法を実施。
- ・ 維持管理・運営期間における技術革新等によるVE（Value Engineering）提案を提出可能。

6. 任意事項

事業者は、本事業用地内の未利用地を用いて、事業者の独立採算、敷地の使用料の市への支払い、事業終了後の原状回復等を条件に事業を行うことができる。